

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案)に対する
パブリック・コメントの結果について

	意見	町の考え方
1	<p>現状で公費負担をする必要は無いと考えられるが最大譲って負担を条例化するならば新人立候補者のみの負担にするべきであり複数回立候補者は全額実費これまで通りとする。</p> <p>理由</p> <p>(1) 法律にて改正されたとあるが、条例案の趣旨に「条例に定めるところにより実施出来る」とされている。従って法律違反とはならないと解釈できる。</p> <p>(2) (1)をふまえて、選挙にお金がかかる云々はお金をかけずに自転車で選挙遊説をしている立候補者も垂井町にはいる。又この立候補者は高得票で当選を2回もはたしている。選挙はお金じゃないのだろうと考える。</p> <p>(3) 新人立候補者云々について</p> <p>行政・議会の活性化は新人の新しい風にかかっている。供託金が制度化される事にはある部分反対しないが乱立を防ぐ方法としてあってもいいとも考える。従って新人のみの公費負担を認めて立候補しやすくする必要がある。</p> <p>(4) 現職議員の再出馬については現状の議員報酬を充てて自分で賄うべきである。議員報酬が決して安いとは思えない。なぜなら議会開催の日数は、年間約90日で本会議日数は20日くらいと聞く。尚、1日の会議時間はほぼ4～5時間と聞く。議員の時給は世界一である。</p>	<p>選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費で負担することにより、町長及び町会議員の立候補者の政策等を広く町民に周知できるようになります。これにより町民は、より自分の考えに近い候補者を選択し、投票することができるようになり、間接的ではありますが、町民のみなさんの意見が反映され、住民サービスの向上につながっていくものであることから、条例の制定は必要と考えます。</p> <p>なお、議員報酬については、議員活動を行ううえで必要な報酬であることから、今回の公職選挙法改正の趣旨である「候補者間の選挙運動の機会均等」を考えると、現職である議員を公費負担の対象から外すことはできないものと考えます。</p>

垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(案)に対する
パブリック・コメントの結果について

<p>従って現職の再出馬には公費負担をする必要は無い。むしろ、昭和の遺物の選挙運動のやり方を見直すべきである。</p> <p>選挙カーを廃止、ポスターもビラも廃止し、選挙政策論争で選挙を決すべきである。</p> <p>垂井町の掲示板が82箇所なのに、なぜ議員1,600枚と町長5,000枚必要なのか分からない。</p> <p>公共施設を使い、選挙討論会を開けるような条例改正であってほしい。</p> <p>垂井町の人口も26,000人台になってきた。これに歯止めをかけようとしないう行政・議会こそ垂井町が抱える大問題である。</p>	
--	--